

◆「学生教育研究災害傷害保険」

本学では、学生の不慮の事故に備え、学部生、大学院生、研究生などを対象として、「学生教育研究災害傷害保険」に一括加入しています。「学生教育研究災害傷害保険」は、以下のような場合に適用されます。①通学中の事故、②正課授業中の事故、③大学の行事中の事故、④課外活動中の事故、⑤大学施設内にいる間、大学の施設間を移動中の事故等、大学生活で発生する負傷の大部分に適用されますので、気軽に医務室に相談してください。交換留学中の負傷にも適用できる場合がありますので、医務室に相談してください。

■ 支払われる保険金について

	正課授業中および 大学行事中の事故	課外活動中の事故	大学施設内にいる間 通学中および大学施設等 相互間の移動中の事故
死 亡	2,000万円	1,000万円	1,000万円
後 遺 障 害	障害の程度により 120万円～3,000万円	障害の程度により 60万円～1,500万円	障害の程度により 60万円～1,500万円
医 療	治療日数により 3,000円～30万円 ※実通院日数1日以上が対象 ※入院は1日以上が対象	治療日数により 30,000円～30万円 ※実通院日数14日以上が対象 ※入院は1日以上が対象	治療日数により 6,000円～30万円 ※実通院日数4日以上が対象 ※入院は1日以上が対象
入 院	1日につき4,000円加算	1日につき4,000円加算	1日につき4,000円加算



次のような場合に生じた傷害に対しては、保険金は支給されません。

- ①故意、自殺行為、犯罪行為 ②地震、噴火、津波など ③山岳登攀、リュージュ、ハングライダー搭乗など危険度の高い課外活動中（一部、担保範囲があります） ④大学が禁じた行為を行っている間、大学が禁じた時間・場所にいる間など ⑤その他、支給されない場合がありますので、学生部までお問い合わせください。

■ 事故で負傷した場合について

事故により負傷をした時は、次の手続きをして下さい。

医務室に連絡する



医務室にて「事故通知はがき」に必要事項を記入し、
医務室へ提出



「保険金請求書」を受け取る



治療が完了したら、必要事項を記入した「保険金請求書」と
領収書（コピー可）を持って医務室へ提出



手続き後、指定口座に保険金が振り込まれる

注意事項

本学では、保険料の全額を大学の負担で保険に一括加入していますので、「学生教育研究災害傷害保険のしおり」においてあるような異動（転部・退学・休学）の手続きなどは、学生個人がする必要はありません。また、休学・留年などの場合の修業年限延長に伴う追加加入の手続きも必要ありません。不明な点がある場合は学生部までお問い合わせください。

■ 父母の会「課外活動傷害見舞金」について

父母の会「課外活動傷害見舞金」は、学生教育研究災害傷害保険では救済されない傷害事故を対象としています。

この見舞金は、体育会と文化会に所属する団体の構成員が

課外活動中の事故により負傷した場合に支給されます。

申請書類は、父母の会事務室または医務室で渡します。

（ただし父母の会会員であることとする）

※父母の会事務室（P.40参照）